

「第2回 介護保険料の在り方等に関する検討会」資料

個人住民税制度の概要等

平成19年6月5日(火)

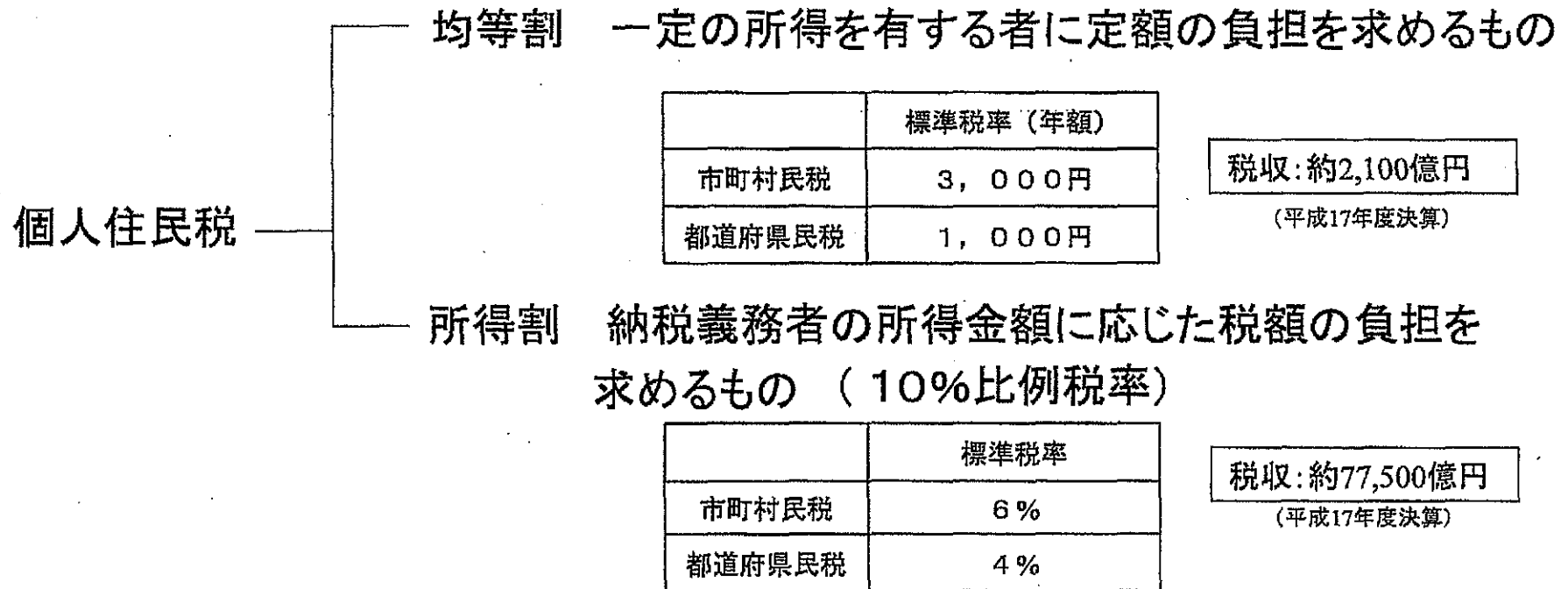
総務省自治税務局市町村税課

目次

・個人住民税の概要	1
・給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	2
・所得の種類と所得金額の計算方法	3
・個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法	4
・納税義務者及び人的非課税の範囲	5
・公的年金等受給者の非課税限度額等の適用比較	6
・個人所得課税の改正の影響の見通し	7
・公的年金等に係る課税の仕組み	8
・65歳以上の者のみに適用されていた非課税限度額の廃止	9
・税源移譲の3つのポイント	10
・税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について	11
・定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の所得税・個人住民税の負担額の変化	12

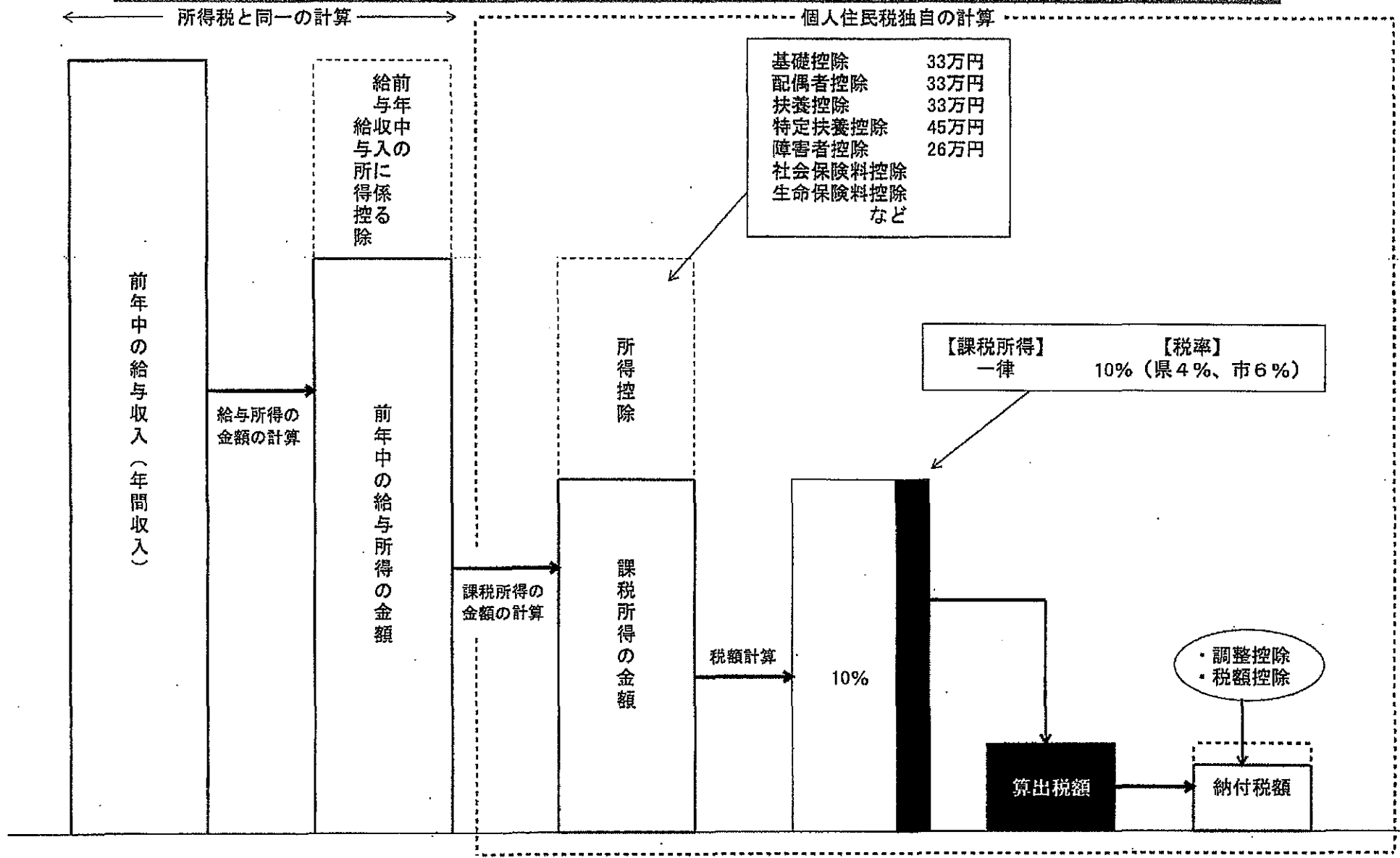
個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と都道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。



- (注) 1. 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。
2. 都道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
3. このほか、個人に課される住民税として、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。
4. 税金は、平成17年度決算ベース。
5. 平成19年度分以降の所得割については、10%比例税率化されることにより、約3兆円の増収が生じる。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得の内容	計算方法
①利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	利子所得の金額＝収入金額
②配当所得	株式や出資の配当など	配当所得の金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
③不動産所得	地代、家賃、権利金など	不動産所得の金額＝収入金額－必要経費
④事業所得	事業をしている場合に生じる所得	事業所得の金額＝総収入金額－必要経費
⑤給与所得	サラリーマンの給料など	給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額
⑥退職所得	退職金、一時恩給など	退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2
⑦山林所得	山林を売った場合に生じる所得	山林所得＝収入金額－必要経費－特別控除額

所得の種類	所得の内容	計算方法
⑧譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得 ・土地建物等以外（総合課税） ・土地建物等（分離課税）	譲渡所得の金額＝収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額
⑨一時所得	クイズに当たった場合などに生じる所得	一時所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額
⑩雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	雑所得の金額は次の①と②の合算額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法

(夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当))

給与所得控除	社会 保険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
--------	-------------------------	------------------	-----------------------	------------------	----------------------------

(990千円)

(270千円)

(330千円)

(330千円)

(330千円)

(450千円)

給与収入 2,700千円

$$\begin{array}{ccccccc}
 X & - & (X \times 0.3 + 180,000\text{円}) & - & X \times 0.1 & - & 1,440,000\text{円} = 0\text{円} \\
 \text{課税最低限} & & \text{給与所得控除} & & \text{社会保険料} & & \text{基礎控除} \\
 \text{となる給与} & & & & \text{控除} & & \text{配偶者控除} \\
 \text{収入} & & & & & & \text{扶養控除} \\
 & & & & & & \text{特定扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと X (課税最低限) = 2,700千円

[給与所得控除]

給与収入金額	割合	加算額
1,625,000円以下	—	650,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	40%	—
1,800,000円超 3,600,000円以下	30%	180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	20%	540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	10%	1,200,000円
10,000,000円超	5%	1,700,000円

[社会保険料控除]

給与収入金額	割合	加算額
9,000,000円以下	10%	—
9,000,000円超 15,000,000円以下	4%	540,000円
15,000,000円超	—	1,140,000円

納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額
イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者（退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）
イ 均等割が非課税とされる者	<p>・ 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> $\text{一定の基準} = \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times \begin{array}{ c c } \hline 35 \text{ 万円} & \text{生活保護基準の級地区分の 1 級地} \\ \hline 31.5 \text{ 万円} & \text{"} \text{ 2 級地} \\ \hline 28 \text{ 万円} & \text{"} \text{ 3 級地} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{ c } \hline 21 \text{ 万円} \\ \hline 18.9 \text{ 万円} \\ \hline 16.8 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$ </div> <p style="text-align: center;">（注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。</p>
ウ 所得割が非課税とされる者	<p>総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下の者</p> $\text{総所得金額等の金額} \leq 35 \text{ 万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+32 \text{ 万円})$

注 平成17年度改正により、65歳以上の者で一定の所得金額以下のものに対する非課税措置は、平成18年度以降、段階的に廃止（平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度は3分の1、平成19年度は3分の2、平成20年度からは全額とする。）。

公的年金等受給者の非課税限度額等の適用比較

・平成17年度

(単位：千円)

区分	所得割			均等割	
	課税最低限	非課税限度額	老年者非課税	非課税限度額	老年者非課税
独身	65歳以上	2,288	1,750	2,666	1,750 (1級地)
					1,715 (2級地)
					1,680 (3級地)
65歳未満	1,071	1,050	—	1,050 (1級地)	
				1,015 (2級地)	
				980 (3級地)	
夫婦	65歳以上	2,683	2,450	2,666	2,320 (1級地)
					2,228 (2級地)
					2,136 (3級地)
65歳未満	1,494	1,900	—	1,726 (1級地)	
				1,604 (2級地)	
				1,481 (3級地)	
寡婦・寡夫	65歳以上	2,288	1,750	2,666	1,750 (1級地)
					1,715 (2級地)
					1,680 (3級地)
65歳未満	1,368	1,050	2,166	1,050 (1級地)	
				1,015 (2級地)	
				980 (3級地)	

・平成18・19年度

(単位：千円)

区分	所得割			均等割	
	課税最低限	非課税限度額	障害者等非課税	非課税限度額	障害者等非課税
独身	65歳以上	1,571	1,550	—	1,550 (1級地)
					1,515 (2級地)
					1,480 (3級地)
65歳未満	1,071	1,050	—	1,050 (1級地)	
				1,015 (2級地)	
				980 (3級地)	
夫婦	65歳以上	1,946	2,220	—	2,110 (1級地)
					2,019 (2級地)
					1,928 (3級地)
65歳未満	1,494	1,860	—	1,713 (1級地)	
				1,592 (2級地)	
				1,470 (3級地)	
寡婦・寡夫	65歳以上	1,851	1,550	2,450	1,550 (1級地)
					1,515 (2級地)
					1,480 (3級地)
65歳未満	1,368	1,050	2,166	1,050 (1級地)	
				1,015 (2級地)	
				980 (3級地)	

(注) 配偶者特別控除(上乘せ部分)廃止後のものである。

寡婦：・夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者、扶養親族又はその者と生計を一にする親族を有するもの。
・夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が500万円以下のもの。

寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で、その者と生計を一にする親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの。

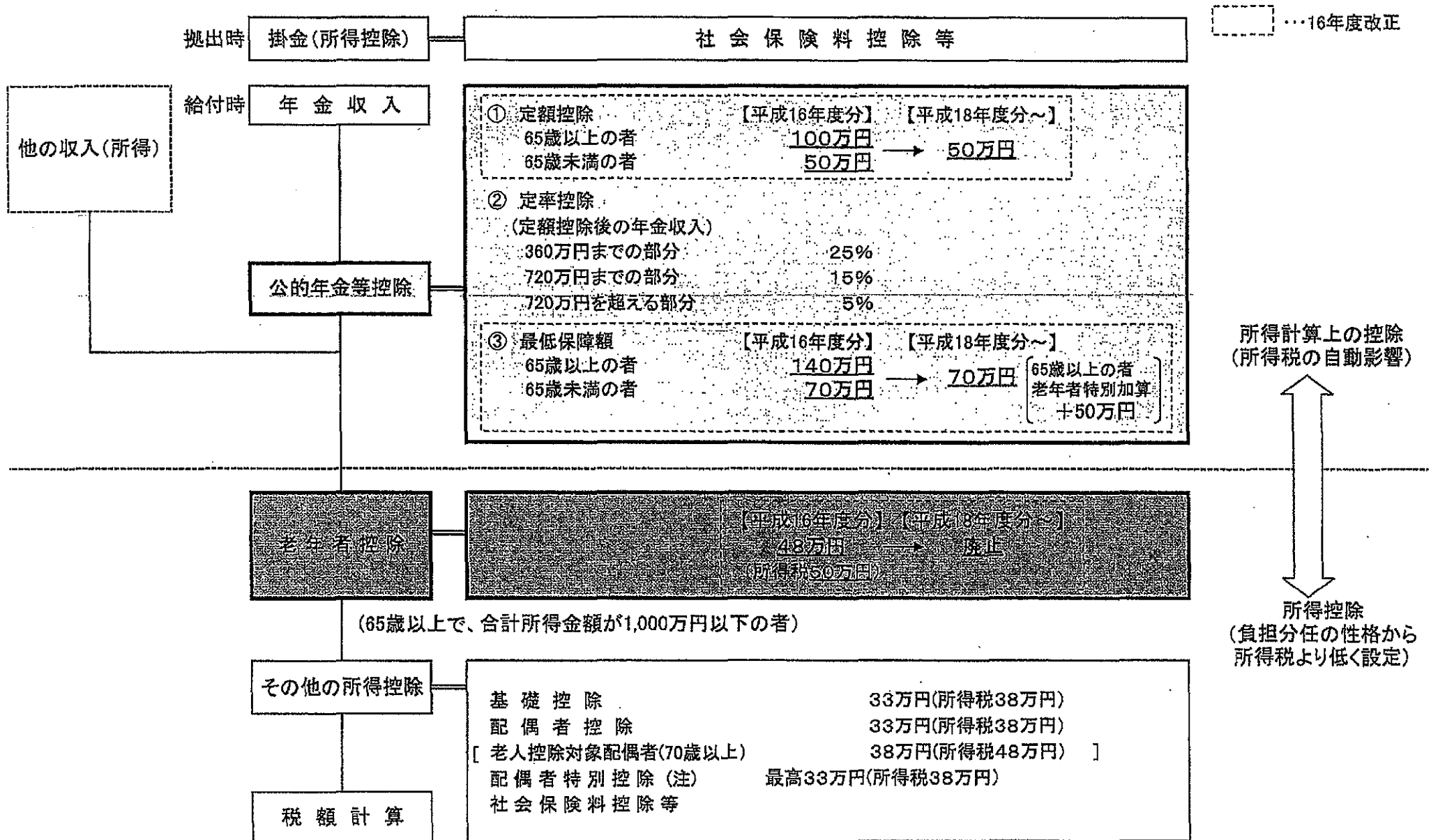
(注) 1 平成16年度改正による公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止後のものである。

2 平成17年度改正による65歳以上の者に係る非課税措置の廃止後のものである。

個人所得課税の改正の影響の見通し

	所得税	個人住民税
平成17年 1月	○年金課税の見直し(老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直し)	
18年 1月	○定率減税の2分の1縮減	
6月		○年金課税の見直し(老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直し) ○定率減税の2分の1縮減 ○老年者非課税の段階的廃止(3分の1)
19年 1月	○定率減税の廃止 ○税源移譲	
6月		○定率減税の廃止 ○税源移譲 ○老年者非課税の段階的廃止(3分の2)
20年 6月		○老年者非課税の段階的廃止(完全廃止)

公的年金等に係る課税の仕組み



備考1 公的年金等控除の見直し(案)及び老年者控除の廃止(案)については、平成17年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から適用。

2 配偶者特別控除(上乘せ部分)については、平成16年分の所得税及び平成17年度分の個人住民税から廃止される。